

平成二十年四月十一日受領
答弁第二四八号

内閣衆質一六九第二四八号

平成二十年四月十一日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出長期欠勤をしている外務省職員に対する外務省における対応等に関する再質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出長期欠勤をしている外務省職員に対する外務省における対応等に関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘の職員が行っている事務をどのように代行させているか等国際情報統括官組織における各幹部職員の役割については、同組織がつかさどる事務の性質にかんがみ、お答えすることは差し控えたい。

二について

御指摘の職員は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号。以下「勤務時間法」という。）に基づいて適正に休暇を取得している。

三及び四について

外務省としては、御指摘のような事例はないと承知している。

五から七までについて

職員の休暇については、勤務時間法第十六条において、年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇とするとされており、例えば、介護休暇の期間については、勤務時間法第二十条第二項において、介護を必

要とする一の継続する状態ごとに、連続する六月の期間内において必要と認められる期間とするとされているが、休暇の期間については、それぞれの休暇について関連の人事院規則も含めて規定が多岐にわたるため、一概にお答えすることは困難である。二についてでお答えしたとおり、御指摘の職員は、勤務時間法に基づいて適正に休暇を取得している。